

# 1 市県民税等申告相談の会場

平成29年2月16日から3月15日開催の申告相談は、こもろプラザ2階市民交流センターの会議室を会場とします。お間違えのないようご注意ください。

なお、平成28年分所得税の還付申告は、平成29年1月4日以降に佐久税務署にて受け付けています。詳細は、広報こもろ2月号でお知らせします。



# 2 軽自動車・バイク等の廃車手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等の所有者に課税されます。

次のような場合には早めに手続きを!!

- 転出等により軽自動車・バイク等の定置場を変更した場合
- 軽自動車・バイク等を廃車した場合
- 他人に譲り渡した等で所有権が移転した場合

※手続きの受付窓口は、車両の種類によって異なるので注意してください。

車両種別	手続きの場所	手続きに必要なもの
原付(125cc以下のバイク)等小型特殊自動車(農耕作業車を含む)	小諸市役所税務課	・ナンバープレート ・印鑑 ・標識交付証明書
軽自動車(四輪乗用・貨物)	軽自動車検査協会長野事務所(※) ☎050-3816-1854	○一般的な場合 ・印鑑(所有者・使用者のもの) ・車検証・手数料 ・ナンバープレート(廃車のみ)
125cc超~250cc以下のバイク	長野県軽自動車協会(※) ☎026-243-1967	○名義変更の場合 ・新所有者の住民票及び印鑑 ・旧所有者の印鑑
250ccを超えるバイク	長野運輸支局(※) ☎050-5540-2042	必要なものは手続きによって異なりますので、左記に確認してください。

※長野県自家用自動車協会小諸支部でも手続きを代行しています。【☎22-0496(小諸消防署となり)】

# 3 平成28年中に家屋を取り壊した皆さん 家屋を取り壊したら 滅失の届出を忘れずに

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。12月31日までに家屋を取り壊した場合、市への「家屋滅失届」の提出や、法務局での建物滅失登記を行わないと、引き続き課税される場合がありますので、ご注意ください。

なお、課税対象の家屋は、既にお送りしてある納税通知書に同封されている課税明細書でご確認ください。

**未登記家屋の名義変更の届出を!!**

物置や車庫など、未登記の家屋をお持ちの方で、相続、贈与、売買等で所有者が変更となった場合は、名義の変更が必要です。税務課へ「未登記家屋納税義務者変更届」を提出してください。

※届出用紙は、税務課窓口又は市ホームページから取得できます。

# 4 償却資産の申告はお早めに

償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在する市町村に申告することが地方税法により定められています。

該当する方には、申告に関する書類を12月中に郵送しましたので、税務課までお早めに提出してください。

なお、申告書には個人番号・法人番号(マイナンバー)の記入欄がありますのでご記入ください。

該当する資産がない場合や、資産内容が前年と同じ場合でも、その旨を記載して提出してください。また、平成28年から新たに事業を始めた方で、申告に関する書類が必要な方は税務課資産税係までご連絡ください。